

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成17年12月2日(2005.12.2)

【公表番号】特表2001-526586(P2001-526586A)

【公表日】平成13年12月18日(2001.12.18)

【出願番号】特願平10-548104

【国際特許分類第7版】

B 01 J 29/46

B 01 D 53/94

B 01 J 20/18

B 01 J 29/74

B 01 J 37/02

F 01 N 3/10

F 01 N 3/28

【F I】

B 01 J 29/46 A

B 01 J 20/18 Z

B 01 J 29/74 A

B 01 J 37/02 3 0 1 Z

F 01 N 3/10 A

F 01 N 3/28 3 0 1 P

B 01 D 53/36 1 0 4 A

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月21日(2005.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成17年4月21日

特許庁長官 小川 洋 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第548104号

2. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

名称 エンゲルhardt・コーポレーション

3. 代理人

〒107-0052

住所 東京都港区赤坂1丁目9番15号
日本自転車会館

氏名 (6078)弁理士 小田島 平吉



電話 3585-2256

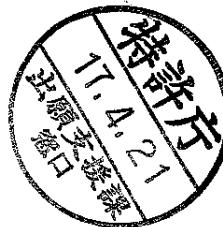
4. 補正命令の日付 なし

5. 補正の対象

明細書の「特許請求の範囲」の欄

6. 補正の内容

別紙のとおり特許請求の範囲を訂正する。



(別紙)

請求の範囲

1. 支持体成分、

該支持体成分の上に位置する貴金属成分、

実質的に貴金属成分が存在しないゼオライトを含んで成る少なくとも1つの1番目のゼオライト成分、および

ゼオライトと貴金属成分を含んで成る少なくとも1つの2番目のゼオライト成分、

を含んで成る触媒組成物を含んでなる触媒。

2. 該触媒が1番目の触媒組成物を含んで成る第一層と2番目の触媒組成物を含んで成る第二層を含んで成り、該1番目の触媒組成物が該1番目のゼオライトと該支持型貴金属成分を含んで成りそして該2番目の触媒組成物が該2番目のゼオライトを含んで成る請求の範囲第1項記載の触媒。

3. 窒素酸化物、一酸化炭素、気体状炭化水素および揮発性有機化合物を含有するディーゼルエンジン排気流れを処理する方法であって、

該流れを、

支持体成分、

該支持体成分の上に位置する貴金属成分、

ゼオライトと貴金属成分を含んで成る少なくとも1つのゼオライト成分、

を含んで成る触媒組成物に接触させ、

該排気流れの温度が低い時には該炭化水素の少なくともいくらかを該1番目のゼオライト成分に吸着させ、

該触媒組成物を加熱し、

該炭化水素が該 1 番目のゼオライト成分から脱離し、

該窒素酸化物の少なくともいくらかを該貴金属成分および該脱離した炭化水素の少なくともいくらかの存在下で還元して窒素を生成させ、
そして

該炭化水素および一酸化炭素を酸化する、

工程を含む方法。

4. 更に実質的に貴金属成分の存在しないゼオライトを含んでなる少くとも一つのゼオライト成分が少くとも一つの 1 番目のゼオライト成分であり、ゼオライトと貴金属成分を含んでなる少くとも一つの 2 番目のゼオライトを更に含んでなる請求の範囲第 3 項記載の触媒組成物。

5. 該支持体成分が耐火性化合物を含んで成る請求の範囲第 1 項または請求の範囲第 4 項記載の触媒組成物。

6. 該 1 番目のゼオライトが一般式 (I) [式中、M² は三価金属を含んで成りそして M¹ は実質的に貴金属を含まない] で表されることを特徴とする請求の範囲第 5 項記載の触媒組成物。

7. 該 1 番目のゼオライトがペンタシリ類、モルデナイト類、Y およびベータゼオライト類から選択される請求の範囲第 6 項記載の触媒組成物。

8. 該 1 番目のゼオライトが孔開口部の最小断面寸法が少なくとも約 5 オングストロームでアルミニウム原子に対するケイ素原子の比率が 5 より大きいことで特徴づけられる三次元ゼオライトを含んで成る請求の範囲第 7 項記載の触媒組成物。

9. 該 2 番目のゼオライトが一般式 (I) [式中、M² は三価金属

を含んで成る] で表されることを特徴とする請求の範囲第 5 項記載の触媒組成物。

10. 該 2 番目のゼオライトがファウジャス石、ペンタシル類、モルデナイト類、Y および少くとも一つの貴金属から成る群から選択される請求の範囲第 9 項記載の触媒組成物。

11. 該 1 番目のゼオライトがベータゼオライトでありそして該 2 番目のゼオライトが該貴金属がドーパントとして添加されている ZSM - 5 である請求の範囲第 5 項記載の触媒組成物。

12. 該 2 番目のゼオライトが白金成分を約 5 から約 75 g / 立方フィート含んで成り、そして該支持体に支持されている貴金属が白金成分を 5 から 250 g / 立方フィート含んで成る請求の範囲第 5 項記載の触媒組成物。

13. 該 2 番目のゼオライトに Pt および Rh から選択される少なくとも 1 種の貴金属がドーパントとして添加されている請求の範囲第 5 項記載の触媒組成物。